

佐賀県医療センター好生館 自動染色装置 調達業務仕様書

1. 構成

調達物品名		数量
自動染色装置		一式
項目	内容	
1	基本構成	
1-1	自動染色装置 / DRS-Prisma-P-JD (H E 染色用)	
1-1-1	検体処理数は、一回の処理で最大 60 枚のスライドが処理可能であること。また、連続処理が可能であること。	
1-1-2	薬液容器は 680ml～820ml の大量処理が可能な容器と 255ml～285ml の小型容器の選択が可能であること。また、薬液槽数は最大 44 槽設定可能であること。	
1-1-3	薬液容器を変更することで HE 染色とパパニコロウ染色、もしくは、パパニコロウ染色と特殊染色など複数の染色が同時に処理できる機能を有すること。	
1-1-4	スタート槽は 1～3 槽で任意に設定できること。	
1-1-5	エンド槽は 1～5 槽で任意に設定できること。	
1-1-6	浸透方式は上下浸透方式であり、振盪幅・速度・回数設定が可能であること。また、染色ムラや共染を防ぐため、置換促進動作（リンシング動作）が設定できること。	
1-1-7	プログラム数は 50 種類設定可能であること。	
1-1-8	プログラムのステップ数は 50 工程設定可能であること。	
1-1-9	ディスプレイはタッチスクリーン方式で、日本語表示（漢字）が可能であること。	
1-1-10	酸性の薬液を用いるため、錆びにくいスーパーステンレスを採用していること。	
1-1-11	封入装置との連結が可能であること。	
1-2	自動染色装置 / DRS-Prisma-P-JS (特殊染色用)	
1-2-1	検体処理数は、一回の処理で最大 60 枚のスライドが処理可能であること。また、連続処理が可能であること。	
1-2-2	薬液容器は 680ml～820ml の大量処理が可能な容器と 255ml～285ml の小型容器および 160ml～180ml の特染薬液容器の選択が可能であること。また、薬液槽数は最大 44 槽設定可能であること。	
1-2-3	薬液容器を変更することで HE 染色とパパニコロウ染色、もしくはパパニコロウ染色と特殊染色など複数の染色が同時に処理できる機能を有すること。	
1-2-4	スタート槽は 1～3 槽で任意に設定できること。	
1-2-5	エンド槽は 1～5 槽で任意に設定できること。	
1-2-6	浸透方式は上下浸透方式であり、振盪幅・速度・回数設定が可能であること。また、染色ムラや共染を防ぐため、置換促進動作（リンシング動作）が設定できること。	
1-2-7	プログラム数は 50 種類設定可能であること。	
1-2-8	プログラムのステップ数は 50 工程設定可能であること。	
1-2-9	ディスプレイはタッチスクリーン方式で、日本語表示（漢字）が可能であること。	

1-2-10	酸性の薬液を用いるため、錆びにくいスーパーステンレスを採用していること。
1-2-11	封入装置との連結が可能であること。
1-3	プリズマ用一括蓋(3 個用) / Prisma-3L
1-4	プリズマ用一括蓋(4 個用) / Prisma-4L
1-5	38mm 用排気ダクト接続アダプタ / K2447801
1-6	排気ダクトホースセット / F6053600
2	(性能、機能以外に関する要件)
2-1	搬入及び据え付け及び調整等
2-1-1	調達物品の搬入及び据え付け、稼動のための調整を行なうこと。
2-1-2	装置の納入場所については、当館と協議すること。
2-1-3	搬入・据え付け調整にあたり建物の改修等を行なう必要が生じた場合は、納入業者の負担で行なうこと。なお、納入場所の面積・設備等の詳細は当館に問い合わせること。
2-1-4	調達物品の構成内容については、当館に問い合わせること。
2-1-5	障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
2-1-6	本調達品の保証期間は、安定稼動時から 1 年間とすること。
2-1-7	調達物品は、納入後においても稼動に必要な消耗品及び故障時に対する交換部品の安定した供給が確保されていること。
2-2	その他
2-2-1	取扱説明書は、日本語版で 1 部以上提供すること。
2-2-2	調達物品には、基本的機能を損なわないよう必要な物品を備えること。
2-2-3	調達物品のうち薬事法の製造承認の対象となる医療用具については、厚生労働大臣の承認を受けていること。

2. その他納入に関して

- ① 令和 9 年 3 月 31 日までに、本仕様書に掲げる機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
- ② 機器の搬入、設置調整、組み立て費及び接続費は、今回の調達範囲に含むこと。(一次側設備[電気・空調・給排水等]費用は含まない)
- ③ 納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
- ④ 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
- ⑤ 当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
- ⑥ 機器設置にあたって、使用許可等関係行政機関への申請が必要な場合は、書類作成のための資料等を提供すること。
- ⑦ 機器やシステムの納入から起算して 1 年間は、それらの修理及び保守について無償で行うこと。
- ⑧ 落札業者及びメーカーにおいて、機器等に各種障害が発生した際に早急な復旧を可能にする

るサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。

- ⑨ 機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外においても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- ⑩ 機器やシステムに関して当館からの依頼がある場合、30分～1時間以内に担当者が到着し、対応できる体制が整備されていること。
- ⑪ 操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
- ⑫ 納入期限までに、当館の指示や指定する条件に基づき、当館職員の立会いのもとで動作確認を行うこと。
- ⑬ 取り扱い説明に関する教育訓練は、当館の医療職員(医師・看護師・コメディカル等)2名以上に対し、当館が指定する日時・場所で実施すること。
- ⑭ 納入後1年間に行った調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
- ⑮ 納入後1年間は、必要に応じ、電話・現場立ち合いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。

3. セキュリティ対策

- ① 当館がセキュリティ対策の状況を確認するため、チェックリスト・その他の資料の提出を求めた場合は、その時点における対応状況について、虚偽なく、速やかかつ誠実に回答すること。
- ② リモート保守に関する情報・その他セキュリティに関して、当館から説明又は資料の提出を求められた場合は、速やかかつ誠実に対応すること。
- ③ 関係法令及び適用される各種ガイドラインを踏まえ、必要な安全管理措置を講じるよう努めるとともに、当館からその対応状況について説明を求められた場合は、速やかかつ誠実に回答すること。
- ④ 本仕様書に掲げる機器又はシステムの保守、修理、搬出、その他の作業に際して患者情報・その他の個人情報又は機密情報を取り扱う場合は、これらの情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な安全管理措置を講じること。
- ⑤ 本仕様書に掲げる機器又はシステム、若しくは本仕様書に掲げる機器又はシステムの提供に関連して、当館の情報資産又は業務に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのあるサイバー攻撃、情報漏えい、その他のセキュリティインシデントを認知した場合は、速やかに当館へ報告するとともに、被害の拡大防止、原因究明及び復旧等について当館に協力すること。